

議案第 4 5 号

亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部改正について

亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 5 月 3 1 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例

亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例（平成29年亀山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「三重県北勢児童相談所」を「三重県鈴鹿児童相談所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。